

最上広域市町村圏事務組合

公共施設等総合管理計画

令和6年11月 策定

最上広域市町村圏事務組合

目次

第1	計画策定の背景と目的.....	1
第2	組合の現状.....	1
第3	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本指針.....	8
第4	施設分類ごとの基本方針.....	10
第5	計画の推進.....	11

第1 計画策定の背景と目的

1 背景と目的

最上広域市町村圏事務組合（以下「組合」といいます。）は、次の市町村事務を新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村が共同で処理するために設置された一部事務組合です。

- 最上広域市町村圏振興整備計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整
- 消防（消防団及び消防水利に関する事務を除く。）及び救急業務
- ごみ処理・し尿処理
- 教育研究センターの設置運営
- へい獣処理施設の設置運営
- 広域医療システムの整備
- 総合開発センターの設置運営
- 広域交流拠点施設の設置運営
- 最上広域駐車場の設置運営

これら行政サービスを提供するための施設は、多くが整備と維持管理に多額の費用を必要とするものです。他方、地方経済の低迷、人口減少、少子高齢化の進行などにより、組合を構成する市町村の財政状況が非常に厳しい状況にあることから、効率的な施設の整備・運営と長寿命化が求められています。

本計画は、これら諸課題に対応するため、施設の整備と維持管理に要する費用の軽減・平準化を図ることを目的に策定したものです。

2 計画期間

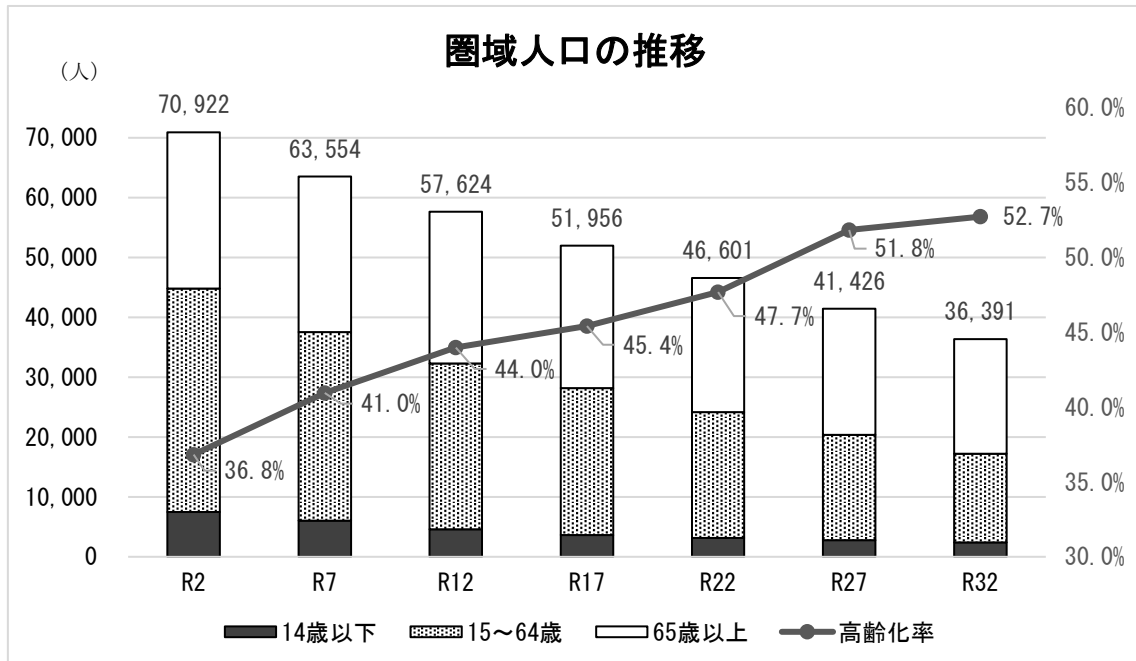
計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、必要に応じ見直しを行うこととしています。

第2 組合の現状

1 圏域人口の推移

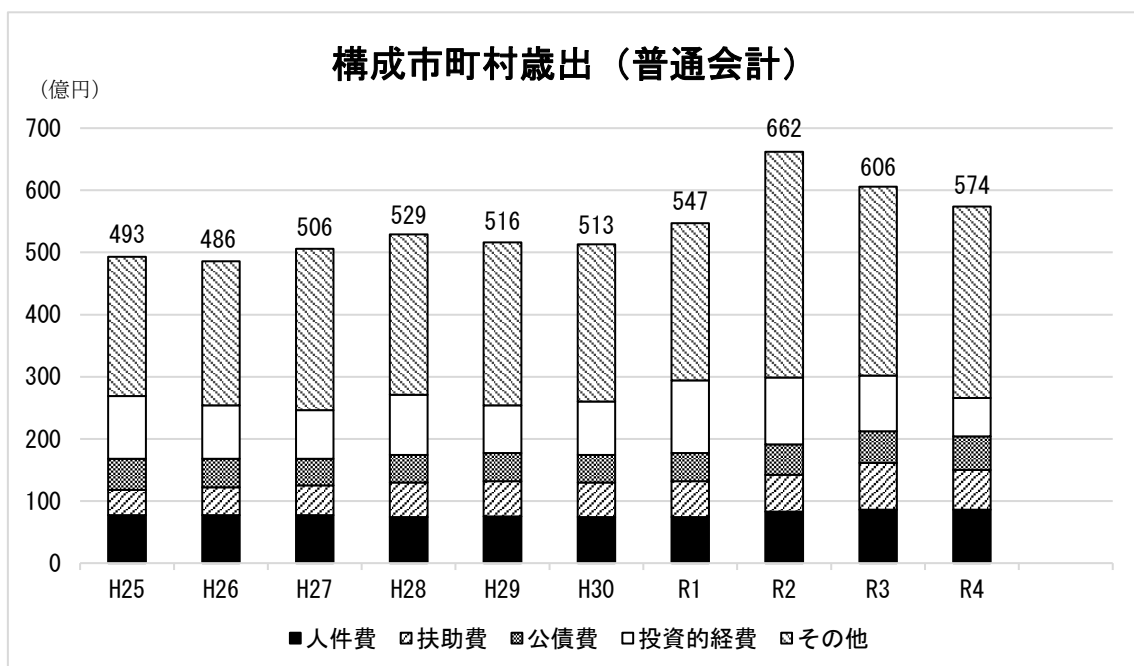
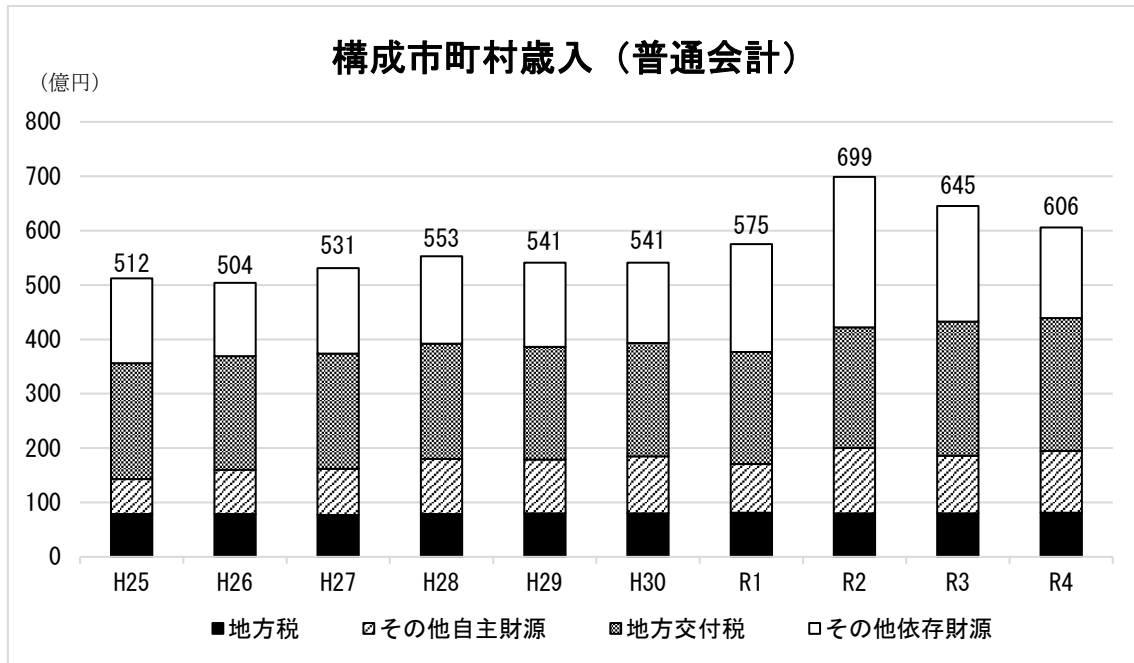
国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月にまとめた将来推計によると、圏域人口は一貫して減少し続け、令和32年度には約3万6,000人と、令和2年度の半分の

水準まで落ち込むことが想定されています。特に、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15～64歳）が大幅に減少し、令和27年代には、65歳以上の高齢者が圏域人口の半分以上を占めるようになることが見込まれています。



2 市町村財政の状況

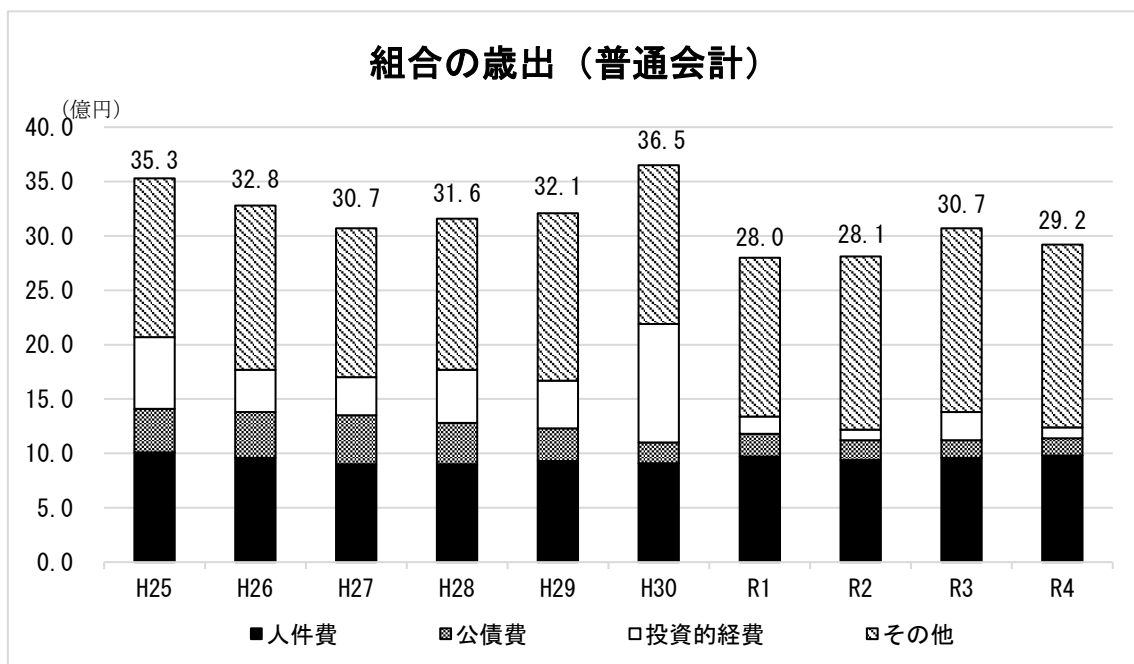
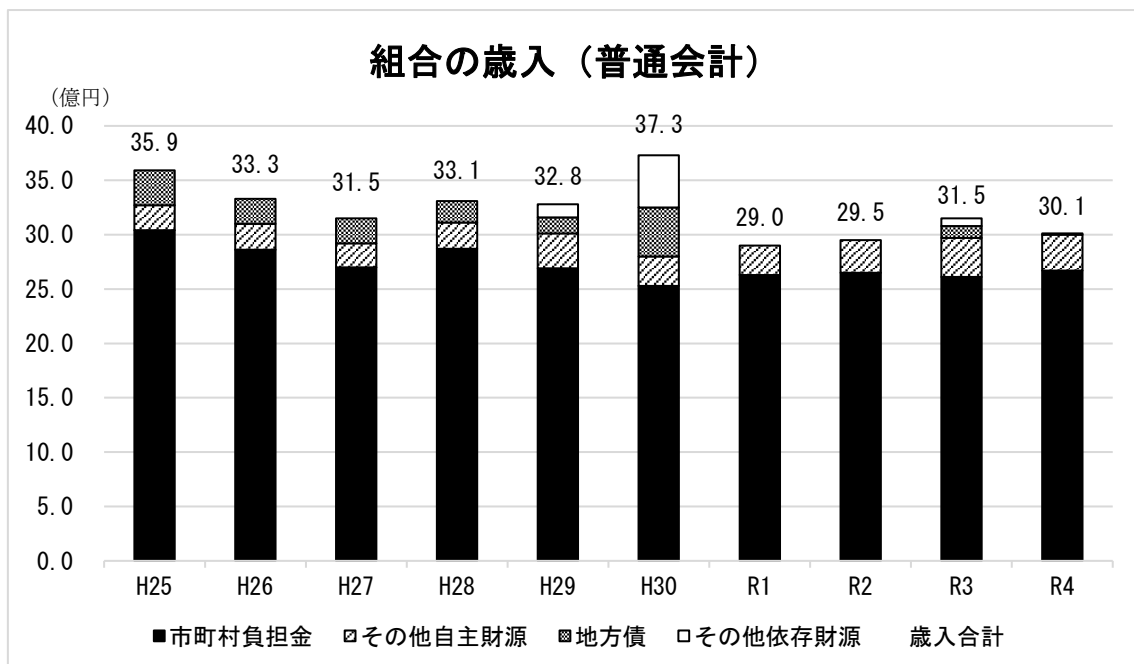
構成市町村の財政状況は、引き続き地方経済の低迷に加え、人口減少、少子高齢化の進行に伴い地方税を含む自主財源の割合が非常に低い水準で推移している中、歳出にあつては社会保障関係費の増加により義務的経費が高止まりしており、財政構造の硬直化が進んでいます。



3 組合財政の状況

組合施設の多くが多額の整備費用を要することから、年度ごとの投資的経費に大きな変動が生じています。

組合の財政は構成市町村に依存しており、組合で実施する事業は当然に市町村の財政状況が許容する範囲内でなければなりません。市町村の財政状況が非常に厳しい状況にあることから、効率的な施設の整備・運営と長寿命化による財政負担の軽減が強く求められています。

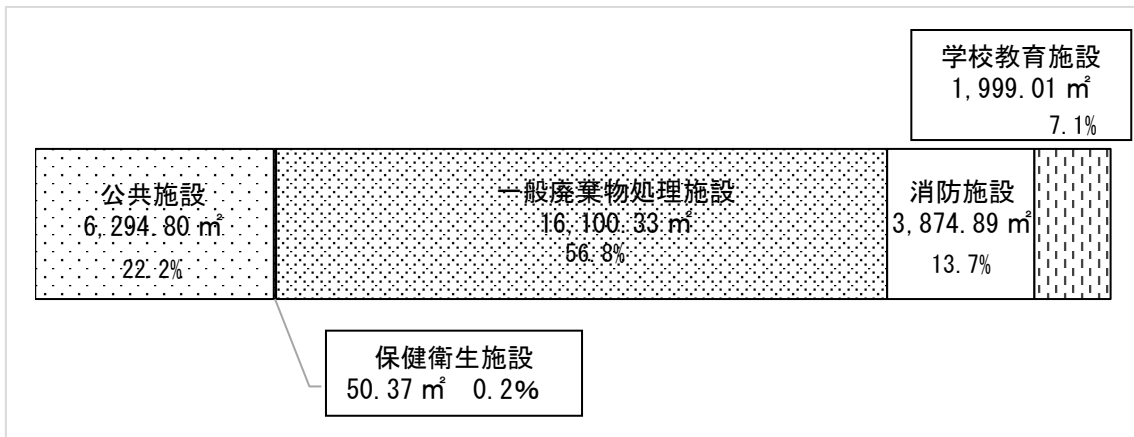


4 本計画の対象とする公共施設等

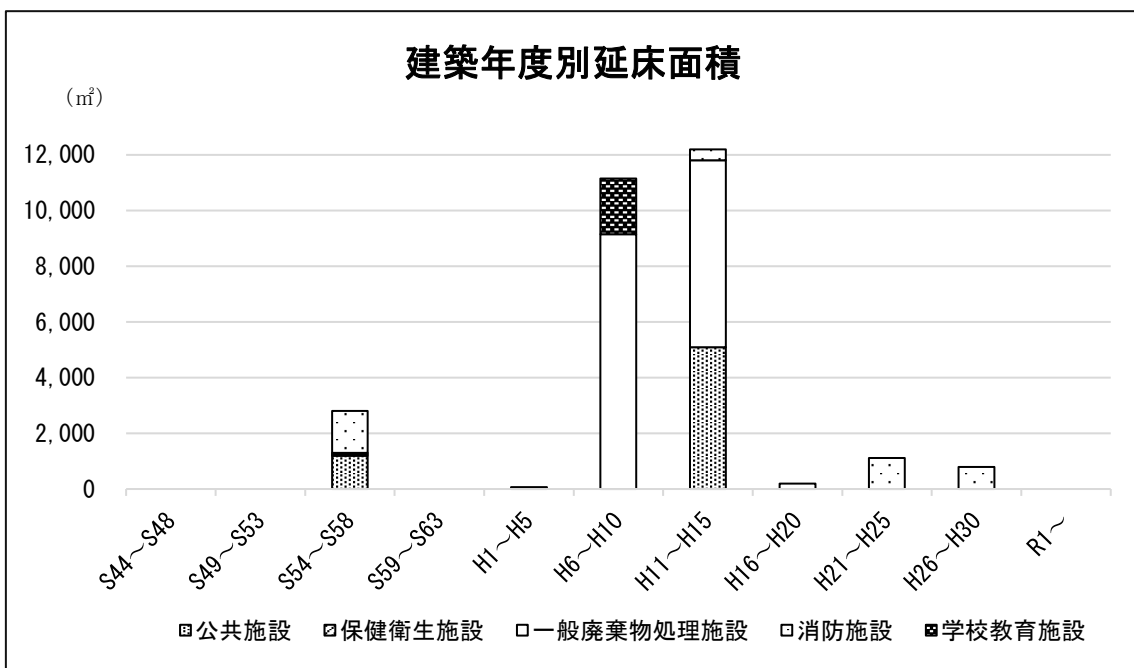
本計画の対象となる、組合が保有又は管理する公共施設等は次のとおりです。

分類・施設	建築 年度	延床面積 (㎡)
公共施設（2施設）		6,294.80
総合開発センター	S55	1,196.50
最上広域交流センター	H11	5,098.30
保健衛生施設（1施設）		50.37
へい獣保冷库	S54	50.37
一般廃棄物処理施設（6施設）		16,100.33
エコプラザもがみ（可燃ごみ焼却施設）	H14	6,703.91
ストックヤード	H19	192.00
リサイクルプラザもがみ（不燃ごみ処理施設）	H9	5,758.04
一般廃棄物最終処分場（新水処理施設）	H9	653.91
" （旧水処理施設）	S54	56.3
もがみクリーンセンター（し尿処理施設）	H7	2,736.17
消防施設（9施設）		3,874.89
消防庁舎（消防本部・消防署）	S57	1,399.00
訓練塔	S57	100.70
車庫棟	H23	331.34
北支署	H24	384.51
南支署	H21	397.04
東支署	H12	395.64
西支署	H28	399.83
金山支署	H26	398.31
杳蔵山無線基地局	H1	68.52
学校教育施設（1施設）		
教育研究センター	H8	1,999.01
全19施設		28,319.4

施設分類別に見ると、一般廃棄物処理施設が最も多く 56.8%を占め、次いで公共施設が 22.2%、消防施設が 13.7%と続きます。



建築年度別の整備状況を見ると、一部が昭和 50 年代にかけて整備されており、これら施設の建替え時期が迫っていることが伺えます。



5 公共施設等の整備に係る将来コスト推計

今後40年間の施設整備に必要となる費用について、算出は、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>）によるものとし、主な前提条件は次のとおりです。

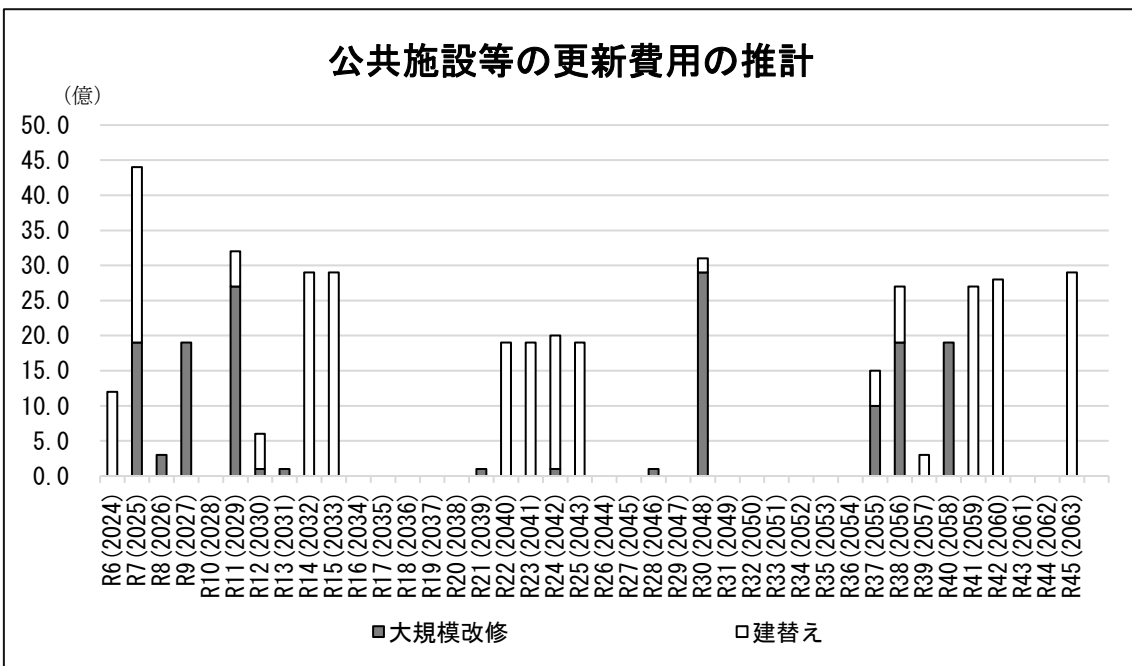
- 既に解体・閉鎖の方針が決定している施設を除く既存の全施設を、現状のまま維持

して行く場合に必要な整備（大規模改修・建替え）に要する費用を推計しました。

○ 大規模改修・建替えの際には、既存施設と同じ床面積とします。但し、新消防庁舎は令和7年度に完成予定のため、新施設と同じ床面積とします。

○ 年数・費用は、施設分類ごとに次のとおりとします。

	大規模改修		建替え	
	年数	費用	年数	費用
公共施設	30年	既存施設建築価格の2分の1	60年	既存施設建築価格
保健衛生施設	15年	20万円/㎡	30年	36万円/㎡
一般廃棄物処理施設	15年	既存施設建築価格の2分の1	30年	既存施設建築価格
最終処分場	—	—	25年	既存施設建築価格
消防施設	30年	25万円/㎡	60年	40万円/㎡
学校教育系施設	30年	17万円/㎡	60年	33万円/㎡



40年間の整備費 433 億円（1年平均 10.8 億円）

既存の全施設を前提条件のまま維持し続けるには、今後40年間で 433 億円と推計され、これを平均すると1年あたり 10.8 億円となります。また、大規模改修や建替えが集中する時期があるため、年度ごとの財政負担に大きな変動が生じています。

第3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

組合の保有する公共施設等は、役目を終えて解体する方針であるものを除き、組合に求められている行政サービスの提供に必要なものです。これまでに示した人口動態や市町村の財政状況の変化に対応し、持続可能な行政サービス提供体制を維持するため、次のとおり基本方針を定めます。

1 基本方針

安定的な行政サービスの提供

組合の提供する行政サービスは、圏域住民が生活していく上で欠かせないものです。予防保全の観点で施設、設備の点検整備を実施し、安定的に行政サービスを提供できるよう、適切な維持管理を行います。

ライフサイクルコストの縮減

施設の維持補修、長寿命化、耐震化対策を計画的に進めるとともに、民間のノウハウや活力を取り入れ、ライフサイクルコストを縮減します。

財政負担の軽減・平準化

施設の大規模改修や建替えに当たっては、人口減少をはじめとする社会情勢の変化を見据え、長期的な視点の下で施設規模・優先順位を決定し、計画的に整備を行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ります。

公共施設有効活用

未利用施設や敷地の民間等への貸付や転用などにより、圏域住民財産の有効活用により収入確保を図ります。

2 取組体制の構築及び情報の管理・共有

組合が管理する施設の整備・維持管理を適切に行うため、組合から構成市町村に対し常に情報を提供し、課題解決に当たっては連絡会議等により情報を共有し、方針を決定します。

具体的には、分野に応じた市町村担当課長会議を開催し、整備方針等を検討します。重要な決定については、市町村長で構成する理事会に諮り、組合議会にも説明し情報共有を図ります。

公共施設等に関する基本計画として位置付けられる公共施設等総合管理計画に沿って、具体的な個別施設計画を策定する場合には、全庁的な体制で検討を行います。

3 具体的な取組

(1) 点検・診断

日常点検や法定点検を確実にを行い、必要な診断等を計画的に実施します。

施設の点検履歴等の情報を蓄積することで、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施するための基礎とします。

(2) 維持管理・修繕の実施

機器設備の安定稼働を図るため、点検・診断履歴を基に早期に維持補修計画を立て、予防保全の観点で施設、設備の点検整備を実施します。

(3) 耐震化・長寿命化の実施

修繕を実施する際には、単に復旧するのではなく、故障・不具合の要因を分析し、状況に応じて再発防止や延命化のための対策を講じます。

耐震化については、多額の費用を要することが見込まれることから、財政状況を踏まえながら順次、計画的に実施します。

施設を建替える場合は、費用対効果を見極めつつ、長寿命化に配慮した資材・工法、容易に補修可能な構造などを採用し、トータルコストの削減を図ります。

(4) 圏域を越える連携

効率的な行政サービスの提供を維持していくため、必要に応じて最上圏域の枠組みを越え、周辺自治体等との連携も検討することとします。

また、施設・整備に不具合が発生した場合や災害時などに、周辺自治体と相互協力する体制を構築・維持します。

(5) 受益者負担の適正化

組合の自主財源である使用料・手数料については、適正な水準にあるか定期的に点検し、改定が必要な場合は速やかに見直し、行政コスト負担の公平性の維持と財源確保に努めます。

(6) 施設の移管・除却

移管の方針が定まっている施設については、移管先との協議を着実に進めます。

また、用途廃止施設については、無理のない財政負担の範囲内で順次、計画的に解体します。

第4 施設分類ごとの基本方針

基本方針に示した考え方に沿って、施設分類ごとの基本方針を次のとおり定めます。

なお、既に着手している、又は、数年で着手する必要がある事項については、「短期方針」として併記します。

1 公共施設

該当施設	総合開発センター 最上広域交流センター
基本方針	○ 総合開発センターは令和7年度に新消防庁舎が完成した後に用途を廃止し解体予定とします。最上広域交流センターは築25年が経過することから、施設の長寿命化を目指し、大規模改修を計画しながら、適切な整備・維持管理を行います。
短期方針	○ 最上広域交流センターは、空調設備（ガス式）の不具合が顕著であるため改修を実施する優先度が高いものとなっています。その他にも、屋根の漏水やトイレ改修など、長期的かつ安定的に施設利用ができるよう、改修を実施します。また、新庄・最上の鉄道に関する展示を行っている、ゆめりあ鉄道ギャラリーのリニューアルのための改修を令和8年度に実施する予定となっています。

2 保健衛生施設

該当施設	へい獣保冷库
基本方針	○ 将来需要予測に基づき、必要な行政サービスの提供体制を維持するため、適切な整備・維持管理を行います。
短期方針	○ 施設の長寿命化を図るため、令和10年度に保冷库交換修繕を実施する予定となっています。

3 一般廃棄物処理施設

該当施設	【可燃ごみ焼却施設】 エコプラザもがみ 【リサイクル施設】 リサイクルプラザもがみ 【最終処分場】 旧一般廃棄物最終処分場（平成24年度に埋立て終了） 新一般廃棄物最終処分場（平成10年度から埋立て中） 【し尿処理施設】 もがみクリーンセンター
------	--

基本方針	○ 将来需要予測に基づき、必要とされる行政サービスの提供体制を維持するため、適切な整備・維持管理を行います。
短期方針	○ 衛生3施設（エコプラザもがみ、リサイクルプラザもがみ、もがみクリーンセンター）については、施設の長寿命化を図るため、計画的に大規模改修を実施します。 ○ 新一般廃棄物最終処分場については、定期的に残余容量調査を実施し、埋立可能年数を分析しながら、延命化を進めます。

4 消防施設

該当施設	消防庁舎・各支署
基本方針	○ 圏域住民の安心・安全な暮らしを守る拠点施設として、適切な整備・維持管理を行います。消防本部及び消防署については、施設の老朽化が進んでいること及び浸水想定区域内に立地し浸水被害が想定されるため令和7年度完成予定として、移転新築します。 ○ 社会情勢の変化に応じ、効率的・効果的な消防体制を維持するために適切な施設規模・配置となっているか点検します。
短期方針	○ 平成12年に竣工した東支署の大規模改修時期が近づいています。 ○ 消防本部・消防署及び高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線については、令和7年度の完成を目標に移転新築事業を進めます。併せて、広域事務局機能を整備することで、後年の維持管理経費の縮減を図ります。

第5 計画の推進

1 施設情報の管理

施設の基礎情報や関連計画などの情報を一元管理し、適切に維持・更新します。

特に、統一的な基準による地方公会計の整備を着実に進め、発生主義・複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を行うことにより、減価償却費等を含む施設の総合的なコストや資産額を把握し、幅広い視点からのコスト削減を進めます。

2 フォローアップ

公共施設等の見直しには、圏域住民の理解が重要であるため、ホームページや広報を通じ適宜情報を公開します。

また、本計画の内容については、施設の老朽化の進行や構成市町村・周辺地域の環境

変化などに即し、随時見直しを行うこととし、計画の変更に当たっても適切に情報を公開します。

最上広域市町村圏事務組合
公共施設等総合管理計画

令和6年11月6日策定

最上広域市町村圏事務組合 事務局総務課
〒996-0078 山形県新庄市城南町5番11号
電話 0233-22-2674/FAX 0233-22-1038

